

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

- 行政書士に対する懲戒処分
- 指定障害福祉サービス事業者の指定
- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出
- 身体障害者手帳交付のための診断をする医師の指定及び辞退
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の更新
- 育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定の辞退
- 土地収用法に基づく事業の認定
- 児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査の実施

【公告】

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了
- 一般競争入札の実施

総務学事課

指導監査室

〃

障害福祉課

〃

〃

〃

監理課

都市計画課

建築指導課

警察本部会計課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百七十七号

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第十四条の規定により、次のとおり業務の停止処分を行った。

令和五年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

令和五年十一月二十九日

二 処分を受けた者の氏名及び住所

1 氏名 田中庄二郎

2 住所 岡山市南区豊成二丁目六番二二号アンタレス豊成一〇一

三 登録番号及び会員番号

1 日本行政書士会連合会登録番号 第〇八三三一七四五号

2 岡山県行政書士会会員番号 第一九六四号

四 処分の内容

行政書士法第十四条第二号の規定による三月間の業務の停止

五 業務の停止期間

令和五年十二月六日から令和六年三月五日までの三月間

◎岡山県告示第五百七十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和五年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

みなとかぜ

2 所在地

赤磐市下市六五三番三

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

一般社団法人港屋

2 主たる事務所の所在地

赤磐市山陽一丁目二番四号

三 指定年月日

令和五年十二月一日

四 事業所番号

三三一―三〇〇三〇九

五 サービスの種類

就労継続支援（B型）

◎岡山県告示第五百七十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和五年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 事業所の名称及び所在地
 - 1 名称 多機能型事業所かさおか
 - 2 所在地 笠岡市金浦七四六番地
- 二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - 1 名称 社会福祉法人笠岡市社会福祉事業会
 - 2 主たる事務所の所在地 笠岡市金浦七四六番地
- 三 廃止年月日 令和五年十一月三十日
- 四 事業所番号 三三一〇五〇〇二三〇
- 五 サービスの種類 就労移行支援

◎岡山県告示第五百八十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する身体障害者手帳の交付のための診断をする医師を令和五年十一月二十一日次のとおり指定した。
また、同項の指定を受けた次の医師について、身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。
令和五年十二月五日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 指定した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

眞壁 幹夫

肢体不自由、呼吸器

高梁市国民健康保険成羽病院

高梁市成羽町下原三〇一

竹中 龍太

腎臓

津山中央病院

津山市川崎一七五六

薬師寺 泰匡

腎臓

薬師寺慈恵病院

総社市総社一―一七―二五

三村 仁昭

肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、小腸

医療法人晴風会三村医院

津山市北園町三五番地の五

二 指定を辞退した医師

指定医師名

診療科目

医療機関の名称

所在地

岩井 隆行

肢体不自由、腎臓、呼吸器、肝臓

高梁中央病院

高梁市南町五三番地

横山 昌平

肢体不自由、ぼうこう・直腸

あさのクリニック

総社市中央二丁目三一五

三村 元圀

肢体不自由、心臓、腎臓、呼吸器、小腸

医療法人晴風会三村医院

津山市北園町三五番地の五

◎岡山県告示第五百八十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、育成医療及び更生医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和五年十二月五日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

所在地

担当する医療の種類

指定年月日

さくらさく薬局
ドルフィン薬局

苫田郡鏡野町寺元三四一―七
浅口市寄島町三〇六四

調剤
調剤

令和五年十月一日
令和五年十月一日

◎岡山県告示第五百八十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十条第一項の規定によりその指定を更新した。

令和五年十二月五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定を更新した医療機関

名 称	所 在 地	担当する医療の種類	更新年月日
医療法人清梁会高梁中央病院	高梁市南町五三番地	整形外科（更生医療）	令和五年十二月一日
さとう記念病院訪問看護ステーション	勝田郡勝央町黒土四五	訪問看護（腎臓）	令和五年十二月一日
成羽かわかみ薬局	高梁市成羽町下原三二六―一	調剤	令和五年十二月一日
エスマイル薬局成羽店	高梁市成羽町下原四一二	調剤	令和五年十二月一日
はやぶさ薬局	玉野市田井五丁目三―二―五号	調剤	令和五年十二月一日
アイン薬局吉備中央店	加賀郡吉備中央町吉川七五二〇―一〇	調剤	令和五年十二月一日
大谷薬局	赤磐市沼田一二六〇―一	調剤	令和六年一月一日

◎岡山県告示第五百八十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の育成医療及び更生医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和五年十二月五日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名 称

所 在 地

担当する医療の種類

辞退年月日

そよかぜ薬局寺元店

苫田郡鏡野町寺元三四一―七

調剤

令和五年九月三十日

ドルフィン薬局

浅口市寄島町三〇六四

調剤

令和五年九月三十日

オガワ薬局

津山市小原二三―一

調剤

令和五年十二月一日

◎岡山県告示第五百八十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

令和五年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 起業者の名称

津山市

二 事業の種類

津山市城西地区観光拠点施設等整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県津山市茅町地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

津山市城西地区観光拠点施設等整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三十二条第二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他の公共の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である津山市は、本件事業を津山市第5次総合計画・後期実施計画（令和四年五月発行）に位置付けており、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有していること認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益については、令和二年に国の「重要伝統的建造物保存地区」（以下重伝建地区）に選定され、多くの観光客が訪れる城西地区において不足が見込まれる大型バス二台と一般車両二十台が駐車できる観光駐車場を整備するものであり、また、当該地区は過去に二度水害に見舞われていることから観光駐車場の他に防災備蓄倉庫を整備するものであり、当該地区の発展、市の観光振興や中心街の活性化、防災機能の向上に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①観光駐車場として事業に必要な規模（大型バス二台、一般車両二十台分の駐車場、トイレ等の建物などで一千平方メートル）の確保ができること、②重伝建地区へのアプローチが容易であること、③交通条件等利便性の高い場所であること、④場所について地元から要望されている土地であることを条件として、複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっており、保護のため特別の処置を講ずべき動植物が見受けられないこと、本件事業地内の土地における文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が確認されていないことから、軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、観光客の増加が見込まれる城西地区において不足が見込まれる大型バス二台と一般車両二十台が駐車できる観光駐車場を整備するものであり、また、水害等に備え防災備蓄倉庫を整備するものであり、地元から津山市に対して整備の要望が度々出されていることから、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五

法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

津山市観光文化部歴史まちづくり推進室

◎岡山県告示第五百八十五号

令和六年度における児島湖流域下水道児島湖浄化センターの下水汚泥運搬の調達契約に係る入札参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

令和五年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達の対象となる下水汚泥運搬の概要

1 種類

下水汚泥（産業廃棄物）の運搬

2 積込場所

児島湖流域下水道児島湖浄化センター 玉野市東七区四五三番地

3 荷下場所

水島クリーンセンター 倉敷市水島川崎通一丁目一八番

4 積込場所での運搬車両の稼働可能時間

午前八時三十分から午後三時三十分まで

二 入札参加資格の審査を受けることができない者

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号に掲げる者

2 県税、市町村税、法人税又は消費税及び地方消費税を滞納している者（その延滞金が未納である者を含む。）

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十四条第一項に規定する知事の許可（汚泥に係るもの）を受けていない者

4 貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第三条の許可を受けていない者

5 電子マネーフエストシステムに加入していない者

6 県内に本社又は本店を有していない者

7 平成十六年度以降のいずれかの年度において、県内における下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第三号に規定する公共下水道又は同条第四号に規定する流域下水道に係る下水汚泥（以下「下水汚泥」という。）を千トン以上運搬した実績を有していない者

8 次に掲げる者のいずれかに該当する個人又はその役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第九条第二十一号口に規定する役員をいう。）が次に掲げる者のいずれかに該当する法人

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。(2)及び(3)において同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。(3)において同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

9 8(1)から(3)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している者

10 過去二年以内において、8又は9に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

三 入札参加資格の審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、発行後三月以内のものに限る。）

(1) 入札参加資格審査申請書

(2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村長が発行する

身分証明書

- (3) 県民局長が発行する県税の納税証明書
- (4) 市町村長が発行する市町村税の納税証明書
- (5) 税務署長が発行する法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書
- (6) 申請時の直前の事業年度の決算（以下「直前決算」という。）を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益金処分計算書又は損失金処理計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調（貸借対照表）（営業年数が一年未満であることにより決算を明らかにする書類を添付することができない場合は、申請時の直前三月以内における営業の事実を証する書類）

(7) 印鑑登録証明書

- (8) 二八及び九の者に該当しない旨の誓約書
- (9) 二三及び四の許可を受けていることを証する書類
- (10) 電子マネーフエストシステムに加入していることを証する書類
- (11) 契約の締結についての権限を営業所等の長に委任する場合には、委任状
- (12) 下水汚泥の運搬の用に供する車両の写真及び自動車検査証の写し
- (13) (1)に記載した年度の下水汚泥の運搬の実績を証する書類
- (14) (1)から(13)までに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 提出期間

令和六年一月四日（木）から同月三十一日（水）までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をいう。六一において同じ。）を除く。

3 提出場所

岡山県備前県民局建設部建設企画課
〒七〇〇一八六〇四 岡山市北区弓之町六番一号
電話 〇八六一二三三一九八三八

4 提出方法

2の期間中の午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に3の場所へ持参し、又は書留郵便若しくは信書便により2の期間中（必着）に3の場所へ送付すること。

四 入札参加資格の審査事項

1 平成十六年度以降のいずれかの年度における下水汚泥の運搬の実績

2 申請時における下水汚泥の運搬の用に供する車両の保有状況及び当該車両のうち二台以上が次に掲げる要件を満たしていること。

- (1) 二三の許可に係る届出をした車両であること。
- (2) 積載量は九・〇トン以上、車体寸法は長さ七・八メートル以下、幅二・五メートル以下及び高さ三・一五メートル以下であること。

(3) 荷台は水密性があり、開閉可能な覆い等により飛散、流出及び悪臭の防止の措置が講じられていること。

(4) 荷下ろしの際、荷台が後方に傾斜する機能を有すること。

3 直前決算における自己資本金

4 直前決算における流動比率

5 申請時における従業員数及び運搬業務に従事することができる運転員数

6 申請時までの営業年数

7 その他知事が必要と認める事項

五 入札参加資格の有効期間

申請者に入札参加資格を付与した日からその日の属する年度の翌年度の三月末日までとする。

六 資格認定通知書の交付期間、交付場所及び交付方法

1 交付期間

申請者に入札参加資格を付与した日から随時交付する。ただし、県の休日を除く。

2 交付場所

三三の場所

3 交付方法

午前九時から正午まで及び午後一時から午後四時までの間に直接受け取ること。

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、二百八十円分の切手を貼った返信用封筒（A四サイズ）の用紙が折らずに入る大きさのもの）を同封の上、三三の場所へ請求すること。

七 問い合わせ先

三三の場所

〔五八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和五年十二月五日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井手字水落ノ上八七七―二一

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市溝口五二―一エクセルコート二〇二号室

疋田 圭亮

疋田 明夢

三 許可年月日及び許可番号

令和五年十月十三日岡山県指令建指第二二五号

〔五八六〕政府調達に関する協定の適用を受ける調達については、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和五年十二月五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

岡山県警察本部庁舎及び岡山県警察本部分庁舎で使用する電気の調達

ア 岡山県警察本部庁舎

予定契約電力 613k W (常時及び予備電力)

予定使用電力量 4,116,315k Wh (1年7月間)

イ 岡山県警察本部分庁舎

予定契約電力 34k W

予定使用電力量 81,973k Wh (1年7月間)

(2) 仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期間

令和6年3月1日から令和7年9月30日まで

(4) 納入場所

ア 岡山市北区内山下二丁目4番6号 岡山県警察本部庁舎

イ 岡山市北区内山下二丁目2番6号 岡山県警察本部分庁舎

(5) 入札方法

入札に当たっては、入札説明書に示す方法に従って計算した1年7月間の総価で入札に付することとし、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税に相当する金額を含む金額を入札金額とすること。

(6) その他

(1)の予定使用電力量は、令和4年10月から令和5年9月までの使用実績等に基づき1年7月分の予定使用電力量であり、天候等により変動する。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和5年度において県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格(令和5年岡山県告示第40号(物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。)に定める資格をいう。)を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札(条件付)参加資格者の資格審査要領(平成19年岡山県告示第306号)の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。

令和5年12月5日 岡山県公報 第12555号

- (5) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。
 - (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定により小売電気事業の登録を受けている者であること。
 - (7) 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）、未利用エネルギーの活用及び再生可能エネルギーの導入に関し、入札説明書で示す入札参加条件を満たしている者であること。
- 3 競争入札参加資格の申請手続
- この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき令和5年12月20日午後4時までに申請手続を行うこと。
- 申請書の入手先、提出先及び申請に関する問い合わせ先
- 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県出納局用度課管理班（岡山県庁地下1階）
電話（086）226-7538
- 4 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
- 〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部警務部会計課契約担当
電話（086）234-0110 内線2242
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
- ア 交付期間
- 令和5年12月5日（火）から令和6年1月15日（月）まで（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。）
- イ 交付方法
- (1)の交付場所にて交付する。
- また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。
- なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、厚さ30ミリメートル以内、重さ120グラムであるので、注意すること。
- (3) 入札書の受領期限
- 令和6年1月24日（水） 午後4時
- (4) 開札の日時及び場所
- 令和6年1月25日（木） 午前11時00分
岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県警察本部庁舎2階入札室
- 5 その他
- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
- 岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第131条及び第133条の規定による。
- (3) 契約保証金
- 岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとともに、入札説明書に示す書類を作成し、令和6年1月15日(月)午後4時までに、入札説明書で示す場所に提出しなければならない。
また、入札参加希望者は、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。
- 6 Summary
- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Electricity for Okayama Prefectural Police Headquarters office
4,116,315kWh (1 year 7 months)
Electricity for Okayama Prefectural Police Headquarters Branch office
81,973kWh (1 year 7 months)
- (2) Delivery period :
From 1 March, 2024 through 30 September, 2025
- (3) Delivery place :
Okayama Prefectural Police Headquarters office
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, Japan
Okayama Prefectural Police Headquarters Branch office
2-2-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, Japan
- (4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 24 January, 2024
- (5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6, Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan
Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242